

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十八年七月十二日から同年十一月十四日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成二十八年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 東生駒複合商業施設

所在地 生駒市東生駒二丁目二〇七番九ほか一六筆

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐輪場の位置

（変更前）位置 届出書添付図面3記載のとおり

（変更後）位置 届出書添付図面4記載のとおり

2 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面3記載のとおり

容量 三五・〇九立方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面4記載のとおり

容量 四八・一九立方メートル

三 変更年月日

平成二十八年六月二日

四 届出年月日

平成二十八年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十八年七月十二日から同年十一月十四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きま  
す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで